

麦類の栽培ポイント

1. 湿害対策

茎立ち期以降の湿害は、収量や品質の低下を招きます。季節はずれの大雨が降ることもありますので、明きよの設置・溝さらいなどの排水対策をしっかりと行いましょう。

2. 麦踏み

茎立期直前の麦踏みは、穂揃いを良くし、成熟ムラのない倒伏に強い麦にする効果があります。平年の茎立ち期は3月中下旬なので、茎立ち期まで積極的に行いましょう。

10～14日間隔を空ければ次の麦踏みが行えます。

3. 雑草防除

雑草は刈り取り作業の支障になるだけでなく、種子が収穫物に混入して品質低下の原因にもなります。雑草が発生している圃場では、茎立ち期までに防除を実施しましょう。

雑草の生育が進んでいると、除草剤の効果が劣る場合があります。適切な時期に使用できるよう、圃場の様子を観察しましょう。

【防除農薬の例】

農薬名	適用雑草名	使用時期	使用回数
ハーモニー75DF水和剤	一年生広葉雑草 スズメノテッポウ	節間伸長前に雑草茎葉散布又は全面土壌散布。 (但し、スズメノテッポウ5葉期まで)	1回
エコパートフロアブル	一年生広葉雑草	節間伸長前に散布。(小麦、大麦とも広葉雑草 2～4葉期まで、小麦：ヤエムグラ2～6節期 まで) 但し、収穫45日前まで	2回以内
アクチノール乳剤	畑地一年生広葉雑草	穂ばらみ期まで(雑草生育初期)に雑草茎葉散布。 (ヤエムグラ4節期まで)	2回以内

※農薬はラベルの表示を確認して正しく使用してください。

30年産米の品質向上に向けて

29年産の水稻紙袋出荷検査結果によると、1等の割合は71.3% 2等の割合は23.9% 3等の割合は4.8%でした。

2、3等に格付けされた理由のうち、最も多かったのは、胴割粒の42.8%でした。天候不順により刈り取り作業が遅れたことが胴割粒多発の原因と考えられます。次いで多かったのが籾混入で32.1%でした。籾混入は出荷調整をしっかりと行うことで防ぐことが可能です。3番目に多かったのが、その他(形質異常)19.1%です。4番目が、カメムシ類による被害で6%です。カメムシは出穂後の登熟期に籾の表面より口を刺し込み、中の汁を吸い取ります。吸い取った部分に黒褐色の痕が残り斑点米となり、品質低下につながります。

30年産は、適期刈り取りと出荷調整をしっかりと行い、カメムシの防除も合わせて実施して1等米の割合を上げましょう。また、カメムシについては圃場付近の農道や畦畔などにある雑草地が発生源となります。殺虫剤の散布に加え、圃場内にカメムシを呼び寄せないよう、出穂前に周辺の除草を済ませましょう。

●詳しくは安足農業振興事務所、経営普及部(TEL 0283-23-1431)、営農指導員・農協営農相談係・TAC(営農経済渉外)にご相談下さい。

(裏面あり)

【カメムシ防除農薬の例】

穂ぞろい期に斑点米カメムシ類が水田に確認できる場合は、乳熟初期（出穂7～10日後）までに適用のある薬剤で防除を行いましょ。その後も発生が多い場合は、7～10日間隔で1～2回の追加防除を行いましょ。

農薬名	希釈倍率、散布分量	使用時期	使用回数
スタークル豆つぶ	250g/10a	収穫 7日前まで	3回以内
トレボン乳剤	2000倍 60ℓ～150ℓ/10a	収穫14日前まで	3回以内
ダントツ粒剤	3～4kg/10a	収穫 7日前まで	3回以内

※農薬はラベルの表示を確認して正しく使用してください。

農業者の皆さん、労災保険の特別加入制度をご存じですか!!

労災保険は、本来、雇用労働者の業務災害時の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、自営農業者であっても、一定の要件を満たしていれば労災保険に特別加入という形で任意加入することができる**特別加入制度**があります。

1. 労災保険に加入することによって、メリットがあります。

- ※農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合、必要な治療が無料で受けられます。
- ※農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合、4日目以降、休業一日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。
- ※農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合、障害の程度に応じた額が支給されます。
- ※農作業事故によるケガや病気が治った後に障害が残った場合、障害の程度に応じた年金、または一時金が支給されます。

2. 対象となる農業者

指定農業機械作業従事者の方が対象となります。

(指定農業機械作業従事者とは)

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し、農作業を行う方。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ① 動力耕うん機、その他の農業用トラクター | ⑧ 動力草刈機 |
| ② 自走式動力溝堀機 | ⑨ 動力カッター |
| ③ 自走式田植機 | ⑩ 動力摘採機 |
| ④ 自走式スピードスプレーヤー、
その他の自走式防除用機械 | ⑪ 動力脱穀機 |
| ⑤ 自走式動力刈取機、コンバイン、
その他の自走式収穫用機械 | ⑫ 動力せん定機 |
| ⑥ トラック、その他の自走式運搬用機械 | ⑬ 動力せん枝機 |
| ⑦ 動力揚水機 | ⑭ チェーンソー |
| | ⑮ コンベアー |
| | ⑯ モノレール(単軌条式運搬機) |

○加入手続きの詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

J A 足利 営農振興課 TEL 22-4433